

## 相模原市介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の定着・育成を目的として、市が介護サービス事業を行う法人に対し、当該法人がキャリアアップ支援のために市内の介護サービス事業所に勤務している介護職員等に研修を受講させた場合に、補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスのうち、次のア～エを除いた事業をいう。

ア (介護予防)居宅療養管理指導

イ (介護予防)福祉用具貸与

ウ 特定(介護予防)福祉用具販売

エ (介護予防)住宅改修

(2) 介護職員等 介護サービス事業所に勤務する従業者のうち、施設長、管理者、事務員、調理員、清掃員、運転手等、高齢者の直接処遇に関わらない者を除いた従業者をいう。

### (補助事業等)

第3条 規則第2条第2号に規定する補助事業等は、次に掲げるものとする。

(1) 外部から講師を招いて行う事業所内研修(当該補助金の交付を申請する法人と同一法人に所属する者を講師とする場合を除く。)に係る事業

(2) 介護職員等を次の研修へ派遣する事業

ア 介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得に係る研修

イ 介護保険法に規定する介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修及び主任介護支援専門員研修

ウ 「介護サービス適正実施指導事業の実施について(平成12年5月1日付老発第473号)」に規定する地域包括支援センター職員研修

エ 「平成27年度以降の『ユニットケア施設管理者研修』及び『ユニットリーダー研修』の実施について(平成27年4月22日付老高発0422第1号)」に規定するユニットケア施設管理者研修及びユニットリーダー研修

オ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に規定する喀痰吸引等研修

カ 「認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日付老発0331010号)」に規定する研修

(ア) 認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修

(イ) 認知症介護実践者研修

(ウ) 認知症介護実践リーダー研修

キ その他市長が介護職員等のキャリアアップに必要と認める研修  
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1号に該当する事業に要する経費のうち、謝礼

(2) 前条第2号に該当する事業に要する経費のうち、需用費(教材費等)及び負担金(研修受講料等)で、1人当たり2万円以上のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、研修の受講について市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の第1号及び第2号を除き、前条に規定する補助対象経費総額に2分の1を乗じて得た額以内とし、会計年度毎に1法人当たり15万円を限度とする。

(1) 第3条第2号カ(イ)のうち、相模原市認知症介護研修事業実施要綱による研修にあっては、補助金の額は、補助対象経費総額を10,000円と比較して超過する額とし、1人当たり40,000円を限度とする。

(2) 第3条第2号カ(ウ)のうち、相模原市認知症介護研修事業実施要綱による研修にあっては、補助金の額は、補助対象経費総額を17,000円

と比較して超過する額とし、1人当たり43,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助事業者等は、原則として、研修受講予定日の10日前までに交付申請を行うものとする。

- 2 規則第4条第1項第1号の補助事業等計画書の様式は、別記様式とする。

- 3 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 研修実施要領等受講する研修の内容がわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第6条に規定する条件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 申請に係る補助対象経費について、補助事業者等が全額を負担していること。

(2) 申請に係る補助対象経費について、他の制度による補助を受けていないこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の市長が定める期日は、交付決定通知があったことを知った日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の市長が定める期日は、補助事業等の完了後30日を経過した日(当該経過した日が補助事業等の完了があった日の属する市の会計年度の末日後の日となる場合は、当該会計年度の末日)までとする。

- 2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の書類とする。

(1) 受講証の写し、研修報告書の写し、修了証書の写し等受講が確認できるもの

(2) 負担金等領収書の写し又はこれに準ずる書類

( 3 ) その他市長が必要と認める書類

( 委任 )

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 0 年度分以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第6条関係)

<p><b>年度 補助事業等計画書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">法人名 事業所名称 事業所所在地</p> <p style="text-align: center;">年度において、次のとおり介護職員等キャリアアップ支援事業を行います。</p>	
1 補助事業の目的	
2 補助事業対象者の氏名 及び職種	氏 名： 職 種：  (複数のときは別紙可)
3 補助事業対象者が受講する研 修名称及び内容	研修名称： 実施機関： 内 容：
4 研修受講予定日	年 月 日 ~ 年 月 日
5 交付申請額及び算出方法	交付申請額： 円 算出方法： 既申請額(本市が実施する認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リ ーダー研修を除く)  件 円
6 添付書類	

5 算出方法について ((1) ~ (3))の方法で計算後、千円未満の端数は切捨て)

(1) 次の研修以外の場合 (補助対象経費総額) × 2分の1 (上限 150,000 円/1 法人)

(2) 本市が実施する認知症介護実践者研修 (補助対象経費総額) - 10,000 円 (上限 40,000 円) / 1 人

(3) 本市が実施する認知症介護実践リーダー研修 (補助対象経費総額) - 17,000 円 (上限 43,000 円) / 1 人

別記様式別紙(第6条関係)

	氏名	研修名称	実施機関	受講料等
	職種	内容	研修期間	
	氏名	研修名称	実施機関	受講料等
	職種	内容	研修期間	
	氏名	研修名称	実施機関	受講料等
	職種	内容	研修期間	
	氏名	研修名称	実施機関	受講料等
	職種	内容	研修期間	
	氏名	研修名称	実施機関	受講料等
	職種	内容	研修期間	
	氏名	研修名称	実施機関	受講料等
	職種	内容	研修期間	
	氏名	研修名称	実施機関	受講料等
	職種	内容	研修期間	
			合計	0
			交付申請額	円